V 参考資料

## 1．総社市の概況

## （1）総社市の位置

本市は岡山県の中南部に位置し，東に岡山市，南に倉敷市，西に井原市，矢掛町，北に高梁市，吉備中央町の 6 市町と接する，総面積 $21,190 \mathrm{ha}$ の都市です。

本市中心部から岡山市中心部まで直線距離で約 16 km ，倉敷市中心部までは約 9 km と近接し ており，県南部における中心都市である両市と連携した中核都市として位置づけられます。


【総社市の位置】

## （2）自然的条件

本市は北部や西部を山地や丘陵に囲まれ，南部には吉備平野が東西に広がっています。市 の中央部を中国山地に源を発する県下三大河川のひとつ高梁川が南北に貫流しているほか，東部には足守川が南流しています。

年平均気温は $16^{\circ} \mathrm{C} \sim 17^{\circ} \mathrm{C}$ ，年間降水量は平均的に $1,000 \mathrm{~mm} \sim 1,300 \mathrm{~mm}$ 程度と，瀬戸内海特有の温暖で少雨の気候となっています。

## （3）歴史的条件

本市域は，古代吉備の国の中心として栄えた地域です。飛鳥•奈良時代には備中国国府が置かれ，国分寺や国分尼寺も配置されるなど，備中国の政治•文化•経済の中心地でした。 また，平安時代には，備中国内の神々を合祀した総社宮が建てられ，これが本市の名称の由来となっています。市内にはこうした歴史的背景に由来する多くの文化財が点在しています。

その後は，山陽道や高梁川の水運を生かした交通の要衝として，また広大な吉備平野を背景に，豊かな農村地域として発展してきました。

高度経済成長期以降，県南工業地帯の発展に伴い，その後背地として宅地化が進むととも に，本市においても自動車関連，食品関連の工業の立地が進み，住宅都市，工業都市として発展を続けています。

平成 17 年 3 月に総社市，山手村，清音村の 1 市 2 村が合併し，新総社市が誕生しました。

## （4）社会的条件

## （1）人口

## ア．総人口•世帯数

人口が減少している市町村の多い県下にあって，本市では岡山市や倉敷市等とともに人口増加が続いてきましたが，国立社会保障•人口問題研究所による人口の将来推計では，人口 は今後減少に転じ，25 年後の平成52（2040）年には57，712 人になると予測されます。

※2015 年（H27）までは住民基本台帳の実績値。2020 年（H32）以降は住民基本台帳 の実績及び社人研仮定値により算出した人口推移
（資料：第2次総社市総合計画）
【人口の推移】

世帯数は一貫して増加しており，平成 22 年の世帯数は 23,459 世帯，世帯人員は 2.8 人／世帯となっています。


【世帯数，世帯人員の推移】
（資料：各年国勢調査）

## イ．年齢階層別人口

平成 27 （2015）年の年齢階層別人口比を見ると，年少人口比（14 歳以下） $14.5 \%$ に対し，老年人口比（65 歳以上）は $26.5 \%$ と大きく上回っています。国立社会保障•人口問題研究所による人口の将来推計では，年少人口比の減少及び老年人口比の増加傾向はますます強ま り，超高齢社会の到来が予測されます。

※2015年（H27）までは住民基本台帳の実績値。2020年（H32）以降は住民基本台帳 の実績及び社人研仮定値により算出した人口推移
（資料：第 2 次総社市総合計画）
【年齢階層別人口の推移】

## ウ．流出入人口

平成 22 年国勢調査より，常住地による従業者数 34,857 人のうち， $40.5 \%$ にあたる 14,124人が市外に流出しています。逆に，市外からは 9,102 人が流入しており，流入率は $30.4 \%$ と なっています。平成 2 年以降，一貫して流出超過であり，流出数は高まる傾向を見せていま す。

（資料：平成 22 年国勢調査）
【平成 22 年における流出入人口】

## 【流出•流入人口の推移】

単位：人，\％

|  | 常住地による従業者数 | 流出 |  | 従業地による従業者数 | 流入 |  | 従／常就業者比率 |
| :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: | :---: |
|  |  | 就業者数 | 流出率 |  | 就業者数 | 流入率 |  |
| 平成2年 | 31，169 | 11，628 | 37.3 | 26，050 | 10，234 | 39.3 | 83.6 |
| 平成7年 | 33，722 | 13，325 | 39.5 | 28，739 | 8，839 | 30.8 | 85.2 |
| 平成 12 年 | 33，252 | 13，933 | 41.9 | 27，843 | 8，524 | 30.6 | 83.7 |
| 平成 17 年 | 32，671 | 13，977 | 42.8 | 27，880 | 9，186 | 33.0 | 85.3 |
| 平成 22 年 | 34，857 | 14，124 | 40.5 | 29，907 | 9，102 | 30.4 | 85.8 |

（資料：各年国勢調査）

## （2）産業

## ア．エ業

本市の工業は，昭和 40 年代以降，輸送用機械器具製造業と食料品製造業を中心に発展し，主要な産業となっています。近年，製造品出荷額はほぼ横ばいで推移し ており，平成 25 年は 2 ， 201 億円 となっています。

（資料：岡山県統計年報）

【製造品出荷額の推移】

## イ．商業

本市の商業は，総社宮の鳥居前町に形成された商店街等を中心 に発展してきました。

近年，商品販売額は減少傾向に あり，岡山，倉敷両市に購買力の多くが流出しているものと考え られます。


【商品販売額の推移】

## 2．市民アンケート

## （1）調査概要

（1）調査の目的
本調査は，「総社市都市計画マスタープラン」の見直しにあたり，市民のまちづくりに対する意向や意識を把握し，これを都市計画マスタープラン立案の際の基礎資料にするこ とを目的に実施しました。

## （2）調査の方法と期間

## ア．調査対象

市内に居住する 20 歳以上の市民を対象に，無作為に2， 000 名を抽出し，実施しました。

## イ．調査方法

配布，回収ともに郵送により実施しました。

## ウ．調査期間

平成 26 年 8 月

## （3）回収結果

全回収数：830票（41．5\％）
※その他，市民アンケート調査と合わせて，市内の高校生及び中学生を対象としたアンケート を実施しました。調査結果は，市民アンケート意見のとりまとめにあたっての補足，参考と して活用しました。
－高校生アンケート調査概要
調査対象：総社高校及び総社南高校
2 年生 557 名
調査期間：平成 26 年 8 月
回収結果：全回収数 521 票（ $93.5 \%$ ）
－中学生アンケート調査概要調査対象：市内各中学 2 年生 648 名
調査期間：平成 26 年 8 月
回収結果：全回収数 608 票（ $93.8 \%$ ）

## （2）集計結果概要

## ① 総社市の将来都市像

総社市が将来どのようなまちになっていくのが望ましいかを聞いたところ，「高齢者や障 がい者，子ども達が生活しやすいまち」が（ $45.4 \%$ ）と最も多く，次いで「地震などの災害 に強く公害のないまち」「山林や水辺などの自然豊かなまち」「道路や交通機関が整備•充実 したまち」の順となりました。

前回の都市計画マスタープラン策定時（平成 19 年度）のアンケート調査と比較すると，「地震などの災害に強く公害のないまち」の回答が多くなる傾向がみられ，特に，『北部地域』 や『西部地域』で多くなる傾向がみられました。


【総社市の将来都市像】

## （2）定住を促進するために市がカを入れること

総社市へ定住を促進するために市が力を入れることについて聞いたところ，「医療や福祉面の充実」が（ $59.8 \%$ ）と最も多く，次いで「子育て環境の充実」「防犯•防災の安心度の充実」「就職•就農の支援策」「工業•流通団地の整備と企業誘致」の順となりました。

地域別にみると，『北部地域』では「医療や福祉面の充実」「子育て環境の充実」が，『西部地域』『南部地域』『東部地域』では「防犯•防災の安心度の充実」が多くなる傾向となっ た。


【定住を促進するために市がカを入れること】

## （3）土地利用のあり方について

これからの土地利用について，どのようにしていくべきか聞いたところ，「農地や森林を積極的に保全し，新開発区域を明確にし，工業•流通団地の誘致や住宅開発を進めるべき」 が（ $51.7 \%$ ）と最も多く，次いで「開発を促進するため，市街地の拡大が容易にできるよう に配慮すべきである」の順となりました。


【土地利用のあり方について】

## （4）これからの商業•業務地のあり方

これからの商業•業務地のあり方について，どのようにしていくべきか聞いたところ，「各地域における身近な店舗や商店街の活性化を図るべきである」が（ $41.8 \%$ ）と最も多く，次 いで「駅や駅周辺の市の中心的な商業•業務地の活性化を図るべきである」，「利便性の高い幹線道路沿道に，沿道型店舗などの積極的な誘導を図るべきである」の順となりました。

地域別にみると，『南部地域』では「駅や駅周辺の市の中心的な商業•業務地の活性化を図るべき」が，『北部地域』では「各地域における身近な店舗や商店街の活性化を図るべき である」が多くなる傾向となりました。


【これからの商業•業務地のあり方】

## （5）現在の公共交通機関（鉄道・バス）について

現在の公共交通機関（鉄道・バス）について，不満と思う理由について聞いたところ，「便数が少ない」が 250 人（ $55.6 \%$ ）と最も多く，次いで「駅やバス停までが遠い」，「乗り継ぎ が悪い」の順となりました。

地域別にみると，『南部地域』では「便数が少ない」が，『東部地域』では「駅やバス停ま でが遠い」が多くなる傾向となりました。


【現在の公共交通機関（鉄道・バス）について】

## （6）総社市新生活交通「雪舟くん」について

総社市新生活交通「雪舟くん」について，どのように感じているか聞いたところ，「やや重要である」が（29．5 \％）と最も多く，次いで「重要である」（ $29.3 \%$ ）となり，これらを合わせて， $58.8 \%$ の回答者が重要と感じています。

地域別にみると，『北部地域』では「重要である」と「やや重要である」を合わせた回答 は最も多くなる傾向となりました。


【総社市新生活交通「雪舟くん」について】

## 3．都市計画マスタープランの策定体制

総社市都市計画マスタープランの見直しは，以下のとおりアンケート調査やパブリックコ メントを実施して住民の意見を反映しつつ，総社市都市計画審議会等を経て行いました。

【策定の経緯】

| 期 間 | 内 容 |
| :---: | :---: |
| 平成 26 年 8 月 | ［市民，中学生，高校生アンケート調査］ <br> －まちづくりに関するアンケート調査を実施 |
| 平成 27 年 2 月 27 日 | ［総社市都市計画審議会］ <br> - 都市計画マスタープランの見直しについて <br> - 市民アンケート調査について <br> - 総社市の現状と課題について |
| 平成 27 年 8 月 | ［関係機関との協議］ <br> - 県都市計画課との協議 <br> - 県関係部局との協議 等 |
| 平成 27 年 10 月 21 日 | ［総社市議会産業建設委員会］ <br> －都市計画マスタープランの素案について |
| 平成 27 年 12 月 18 日 | ［総社市都市計画審議会］ <br> －都市計画マスタープラン素案の審議 |
| $\begin{aligned} \text { 平成 } 27 \text { 年 } 12 \text { 月 } 25 \text { 日 } \\ \sim \text { 平成 } 28 \text { 年 } 1 \text { 月 } 15 \text { 日 } \end{aligned}$ | [パブリックコメント] <br> －素案を都市計画課および市ホームページで公開し，住民の意見を募集 |
| 平成 28 年 1 月 | ［関係機関との協議］ <br> - 県都市計画課との協議 <br> - 県関係部局との協議 等 |
| 平成 28 年1月25日 | ［総社市議会産業建設委員会］ <br> －都市計画マスタープランの原案について |
| 平成 28 年 2 月 1 日 | ［総社市議会全員協議会］ <br> －都市計画マスタープランの原案について |
| 平成 28 年 2 月 9 日 | ［総社市都市計画審議会］ <br> －都市計画マスタープランの策定 |

【総社市都市計画審議会 名簿】

（ㅇ）：審議会会長
○：会長職務代理

## 総社市都市計画審議会条例

平成 17 年 3 月 22 日 条例第 192 号
（設置）
第1条 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき，総社市都市計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。
（所掌事務）
第2条 審議会は，都市計画に関する事項について市長の諮問に応じ，必要な調査及び審議を行う。
（組織）
第 3 条 審議会は，委員 19 人以内で組織し，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
（1）学識経験を有する者
（2）市議会の議員
（3）関係行政機関の職員
（4）市民
2 委員の任期は，2年とする。ただし，その身分により委員に委嘱された者については， その身分に変更があったときは，当然退職するものとする。
3 補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。
4 委員は，再任されることができる。
（会長）
第4条 審議会に会長を置き，前条第1項第1号に掲げる者として委嘱された委員のうちから，委員の互選によってこれを定める。
2 会長は，会務を総理し，審議会を代表する。
3 会長に事故があるときは，あらかじめ会長が指名した委員がその職務を代理する。
（会議）
第 5 条 審議会は，会長が招集し，会議の議長となる。
2 審議会は，委員の総数の半数以上が出席しなければ，会議を開くことができない。
3 審議会の議事は出席委員の過半数で決し，可否同数のときは会長の決するところによる。
（庶務）
第 6 条 審議会の庶務は，建設部において所掌する。
（その他）
第7条 この条例の実施に関し必要な事項は，市長が別に定める。
附 則
この条例は，平成 17 年 3 月 22 日から施行する。
附 則（平成 18 年 12 月 27 日条例第 40 号）抄
（施行期日）
1 この条例は，平成19年4月1日から施行する。
附 則（平成 21 年 3 月 27 日条例第 1 号）抄
（施行期日）
1 この条例は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

## خ

## 総社市都市計画マスタープラン平成 28 年 3 月 改定

発行：総社市
編集：建設部 都市計画課
〒719－1192 岡山県総社市中央一丁目1番1号
TEL 0866－92－8200（代表）
URL http：／／www．city．soja．okayama．jp／

